

平成28年4月から



# 宇都宮市こども医療費助成制度の 助成対象を中学3年生まで拡大します！

平成28年4月1日診療分より、新たに中学生が『こども医療費助成制度』を利用できるようになります。

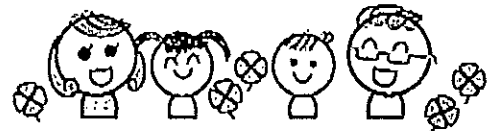
栃木県内の医療機関等で、「こども医療費受給資格者証」と「健康保険証」をご提示いただきますと、保険診療の自己負担分の窓口払いが基本的に不要となります（現物給付方式）。

### ～ 利用上の注意点 ～

- ※ 健康保険が適用にならないもの（健康診断料、予防接種代、薬の容器代、文書料など）及び入院時食事療養費については、助成の対象外となりますので窓口にて料金をお支払いください。
- ※ 「こども医療費受給資格者証」の提示がない場合や栃木県外医療機関受診等の場合は、窓口にて料金をお支払いください。この場合、後日、こども医療費助成申請書に領収証を添えて市役所に申請することにより、指定口座にお振り込みいたします（償還払い）。⇒ [裏面参照](#)

### ◇ 「こども医療費受給資格者証（ピンク色）」を郵送します。

受給資格者証の有効期間を見直したことなどに伴い、宇都宮市にお住まいの中学3年生までのお子さまの保護者の方全員へ、平成28年3月末に新たに「こども医療費受給資格者証（ピンク色）」を封書により郵送いたします。同封物をご確認のうえ、新たな「こども医療費受給資格者証」をご利用ください。なお、受給資格者証の有効期間は下記の表のとおりとなります。



### ○ こども医療費受給資格者証の区分及び更新時期

区分	証に印字される公費番号	更新時期
未就学児	60090016	小学校入学時
小学1年生～小学6年生	80090012	中学校入学時
中学1年生～中学3年生	80091010	

※ 更新時期に、対象者の方あてに新たな受給資格者証を送付します。（自動更新）

### ◇ こども医療費助成制度の内容

	平成28年3月まで	平成28年4月から
助成対象	小学6年生まで	中学3年生まで
給付方式	栃木県内医療機関等現物給付	
自己負担	なし	
所得制限	なし	



### ～ お問い合わせ先 ～

宇都宮市 子ども部 子ども家庭課 子ども給付グループ TEL028-632-2296